

最高裁秘書第2081号

平成30年5月24日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

3月5日付け（同月7日受付，最高裁秘書第945号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

司法修習生について戒告，修習の停止又は罷免の懲戒処分をする場合の決定権者が分かる文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書として，裁判所法が考えられるが，法令は，裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第1の司法行政文書に該当せず，司法行政文書開示手続の対象とはならない。また，裁判所法以外の文書は，作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）